

令和2年度の主な事業計画

社会福祉法人徳良会

社会福祉事業

- 特養長寿園** 可能な限り居宅における生活の復帰を念頭に置いて入所者がその有する能力の応じ自立した日常生活を営むことができるよう、日常生活上の介護、相談、援助、社会生活上の便宜の供与、機能訓練、健康管理並びに療養上の世話をを行う。また入所者の日常生活の場として、意志及び人格を尊重し入所者の行動を制限することなく常にその立場に立ったサービスの提供に努め、地域や家庭との結びつきを重視した明るく家庭的な雰囲気をおこした運営を行う。
- 短期長寿園** 利用者が可能な限りその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持、並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。サービスの提供にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス事業者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。
- 通所長寿園** 利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の援助及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持向上を図ると共に利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的に運営を行う。
- 養護万寿荘** 居宅で生活することが困難な入所者の生活の場として、利用者の意思及び人格を尊重しながら、社会復帰の促進及び自立を念頭に、必要な指導及び訓練その他の援助を行うことにより、個々の有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援を行う。更には積極的に施設機能を地域住民に開放し、関係機関との密接な連携を持って地域福祉の向上に寄与することを運営の方針とする。
- 訪問万寿荘** 介護保険法に基づく指定訪問介護事業所及び指定介護予防訪問介護事業所として、利用者の心身の特性を踏まえ、利用者が可能な限りその居宅において、その能力に応じ、自立した日常生活を営むことが出来るよう、また介護予防を目的として、入浴・排泄・食事の介護その他日常生活全般にわたる援助をいう。
- 障害新生園** 障害者総合支援法に基づき、利用者の人権を尊重し常にその立場に立ち、施設において可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、利用者一人ひとりの個性や能力に応じた適切な介護や支援をおこなうことにより、利用者の心身機能の維持・向上を図ることを目指し、“安心して安全そしてその人らしい豊かな暮らし”ができるような支援に努める。また、地域福祉の拠点として、地域や家族及び他の関係機関と密接な連携を図り、地域に開かれた施設を目指すとともに地域の障害者福祉サービスの向上に努めることを運営の方針とする。
- 短期新生園** 障害者及び児童の人権を尊重しながら、障害の程度に合わせ一人ひとりの個性や能力に応じた適切な支援・介護を行うとともに、創作的活動或いは生産活動の機会の提供を行い、居宅での生活の質の向上、身体機能の維持向上を目指し、居宅での自立に向けた支援に努める。また、家族の身体的・精神的負担の軽減を図るとともに、障害者の社会的孤立感の解消と、施設でのさまざまな行事や活動を通じて楽しみや生きがいを高めることを運営の方針とする。

GH新生園 障害者総合支援法に基づき、施設本体がバックアップ施設となり、利用者の人権を尊重し、入居者が地域において自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう共同生活住居において、相談その他の日常生活上の適切な介護と支援を行うように努める。また入居者の社会的孤立感の解消を図るとともに、地域のさまざまな行事に参加することで地域との結びつきを持てるように努め、日常生活での生きがいを高めることを運営方針とする。

相談新生園 サービス等利用計画についての相談及び作成などの支援が必要と認められる場合に、地域で生活する障害者が可能な限り居宅、又は施設において、自立した社会生活、及び日常生活を営むことができるよう、障害のある人等からの相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援等を行い、課題の解決や適切なサービス利用に向けてケアマネジメントによりきめ細かく支援するように努めることを運営の方針とする。

公益事業

居宅長寿園 「尊厳の保持、自立支援」という介護保険制度の基本理念を実現するため、利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営む事ができるように配慮し居宅サービスの提供を行う。

特定万寿荘 特定施設サービス計画及び介護予防特定施設サービス計画(以下「サービス計画」という。)に基づき、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、要介護及び要支援状態となった場合でも、介護の提供を受ける入居者においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるようにすることを目標とする。

収益事業

無